

第十回 参議院運輸・法務連合委員会會議録第三号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)午後一時四十二分開会

本日の會議に付した事件

- 自動車抵当法案(内閣送付)
- 自動車抵当法施行法案(内閣送付)
- 道路運送車両法案(内閣送付)
- 道路運送車両法施行法案(内閣送付)

○委員長(植竹春彦君) 只今から運輸、法務連合委員会を開催いたします。

本日は自動車抵当法案、道路運送車両法案並びに各その施行法案について前日に引き続き御質疑のおありのかたは御質疑願います。

○政府委員(牛島展彌君) 前回の合同委員会で伊藤委員から数点に亘りましての御質問に対して御答弁を保留いたして置きました。私どものほうといたしまして研究をいたしました。本日は法務府の村上民事局長が出席されましたので、村上民事局長から御答弁申上げようと思っております。

○委員長(植竹春彦君) 只今の自動車局長の申出に対して御異議、ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないものと認めます。ではさよう決定いたします。

○政府委員(村上朝一君) 前会の伊藤委員の御質問のうち、先ず自動車抵当法第六条に関連しまして、抵当自動車から分離したものに對して抵当権の

効力が及ぶかどうか、又それを及ぼすべきであるかどうかという点について御説明申し上げます。これは不動産を目的とする一般の抵当権の場合と同様に、自動車から分離された部品、付属品等に対しては抵当権の効力は及ばない。又追求力を認める規定を置くことは適當でない、かように考えます。

抵当権者の保護という立場を徹底いたしますれば、抵当権者の同意を得ないで分離されたものに対しては追求力を認めることが理想でありますけれども、物を特定することが極めて困難であります。あらかじめ登録簿の上で、個々の部品、付属品を具体的に行使することが技術的に不可能に近いので、取引の安全、又一般債権者の保護のためやむを得ないことと思っております。

次に自動車抵当法第十七条に関連しまして、道路運送車両法の第十五条と十六條の關係についてあります。第十五條の抹消登録は抵当権のほうで自動車から抹消する等、自動車たる存在を失うことによつて抵当権が消滅してしまふ場合であります。十六條の場合、登録は申請によつて抹消されますけれども、自動車から自動車たることを失うのではないのであります。従いまして、抵当権を存続せしめる必要はあるのに反しまして、第十五條の場合に抵当権の存続せしめる余地がないのであります。尤も第十五條の第一項第一号にあり

ます「用途を廃止したとき」という表現は、やや不明瞭な感があるのでありますが、第一号冒頭の「登録自動車が」とありますのは、「又は」から以下にもかかるのであります。登録自動車は自動車の用途を廃止したとき、言い換えますと、登録自動車は自動車たるの用途をやめて、自動車と稱することを得ないものになつたときという意味に解釈いたしておるのであります。即ち、物理的滅失に準ずべき経済的効用の喪失の場合を意味するといふふうに解釈いたすのであります。一方十六條の「運行の用に供することをやめたとき」とあります。この運行と申しますのは、第二條の第五項に定義が掲げてありますように、「人又は物品を運送する」といふにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従つて用いること(道路以外の場所において用いることを除く)をいう。とあります。が、例えて申しますと道路上で運行することはやめるけれども、道路以外の場所でのみ自動車として使つて行くといふような場合は、こちらに該当するわけなのであります。言い換えますと、十六條の場合、自動車であることは失わなければならないけれども、道路の運行の用に供することだけをやめるといふ場合なのであります。第十五條の場合に不動産の消滅の登記に該る滅失による不動産の消滅の登記に該当いたします。又十六條の場合、不動産登記で申しますと、一旦登記された不動産につきましては、滅失しない限り抹消の申請といふことは不動産で

は許しておりませんけれども、こちらは特に所有者の申請によつて抹消登録といふことを認めただけであります。

次に抵当権の実行に關し必要な事項を最高裁判所の規則に委任することは不当ではないかという点について申し上げます。申すまでもなく規則制定権は本来裁判所における訴訟手続規定の範囲を超えることはないものであります。が、実体法上の権利の変動に關する規定等を規則に委ねるといふことは、憲法の精神に照らしても少くとも安當ではないのであります。併しながら抵当権の実行による目的物の所有権の移転は、直接の原因は、競売という執行機関の行為でありますけれども、目的物の競売による所有権の移転といふことは、抵当権の本来の内容として、当然予定されていることでありまして、ここに規則に委ねようとする範圍は、如何なる順序方法によつて、如何なる時期に、この予定された権利変動が生ずるかといふことにとどまるのであります。まして、実質的に新たな権利変動の原因を規定することでも委任するものではなく、單なる裁判所における手続に關するものに過ぎないといふことができるかと思つてあります。裁判所の手続に關する規定も新憲法実施前には、細部に亘るまで法律で規定されておりました。命令に委任したものと差違が種であつたのであります。新憲法施行後の立法にはかなり広汎に手続規定を規則に委任した例も相當の數に上つておりました。それらの例に比較いたしまして、この法案における委任の範圍が特に広きに過ぎると思われな

いのであります。

次に所有者の抵当権侵害行為について、罰則を設ける必要はないかという点であります。担保物件の目的となつておりますものを所有者が損壊する行為につきましては、刑法二百六十一条に、器物損壊罪の規定があります。民法に規定する担保物件につきましては、そのほかに特別の罰則は設けてないのであります。尤も農業動産信用法等では、特別の罰則は設けてありますけれども、これはそれらの特殊の理由に基くものと思われるのであります。例えば農業動産信用法の十八條には、抵当権者に損害を加ふる目的を以て抵当権の目的たる農業動産を損傷し又は隠匿した行為を処罰することになつております。又十九條におきましては、農業動産の処分行為を処罰することになつております。この場合におきましては抵当権の目的物が牛、馬等に至るまでは個々の農業動産でありまして、登記による公示方法も必ずしも十分な効果を期待できませんので、一般の抵当権の場合に比べて、特に所有者の信義に訴ふる必要があるわけでありまして、かような理由で刑法とは別に罰則を設けてあるものと思われるのであります。

自動車抵当におきましては、目的物が一般的に申しますと個々の農業動産とは比較にならないほど財産として大きいものであります。むしろ不動産、船舶等の例に従うのが適當だと考えたわけでありまして、

次に登録を以て抵当権の成立要件とするかどうかという点であります

が、民法は物権の設定、移転につきま
して登記を効力要件とする、いわゆる
形式主義をとつていないのでありまし
て、民法の不動産抵当権と全く同じ性
質を持つております。この自動車抵当
について違つた主義をとりまますこと
は、法制全般の調和がとれないばかり
でなく、登録を以て有効要件とするこ
とになりますと、登録に公信力を認
め、登録機関に実質的審査権を認める
というものが伴つて来るのでありまし
て、登録機関の構成、能力等の現状か
ら考えましても、今直ちにこれを實現
することは困難と思われまますので一
般の例に従つたわけでありまます。以上
は御質問の御趣旨に副わなかつた点
もあつたかと思われまますが御了承願
い
ます。

○伊藤修君 大体の要旨はお伺いいた
しました。第一の問題に對しまして、
いわゆる物の追及權に對するところの
御見解は承でまます、その根本に
遡つて我々は考えなくちやならんと思
うのです。あなたもおわかりのごと
く、一体抵当權の本質といはしまし
て、不動産抵当が先ず理想的なものと
考えられる。いわゆる債權の確保を目
的とする場合におきまましては、如何なる
方法を以てするかということについ
ては、結局担保權、その中でも抵当權
を以て理想とする。従つてこの理想的
な担保權保持の目的を達成するの
に、動産の場合においてはこれと同様な方
法によつて求められ得ないかというこ
とは今日まで古くから研究された課題
でありまます。いわゆる動産に對し
ては、その債權を確保するのに質權を以
て最上のものとされておつた。それ以
上のものは今日まで考えられなかつ

た。いわゆる學者或いは實際家の面
におきまましては、質權以上の担保權を作
り上げることに我々は努力しておつた
と思つて居る。その理想が初めてここ
に實現されるという場合において、今
日まで問題になつておつた動産に對す
るところの抵当權といふものの欠点と
いふものを私達は考えなくちやなら
ん。無批判にただ債權の確保の完備を
期する、その目的を達成することに汲
汲として、その担保物にふさわしから
ざるものに対してこれを求めようとし
るその考え方、それを私達は研究し
なければならんと思つて居る。御承知
の通り不動産の場合と動産の場合と比
較いたしますれば、不動産のいわゆる
同一性といふものはこれは容易に認識
できる、動産の同一性といふものは我
々は認むることはできないのです。殊
に自動車の場合におきまましては日々消
耗する。今日買った自動車は一年先に
その価値を我々は考えた場合には、半
減以下になることは常識的に考えられ
るのです。日々消耗して行くものでは
ある。いわゆる担保物としての目的に
さわしからざるものであることは言
までもないのです。そのものが価値を
変動せずして、そうして恒久に存続す
るものならば、抵当物としていわゆる
抵当權の目的物としての適法性を認め
られることができるのです。そのもの
が自然消滅によつてなくなつてしま
うということでは、その点において
本来の抵当權設定の目的物としての適
法性が認められない。殊にそのものに
よつて債權の価値を保全しようとする
物權……、いわゆる価値保全のための
物權である。その保全しようとする担
保物が容易に分離されて行くといふこ

とは、これは常識的にあなたもお認め
になるだらう。而も分離されたものは
変更されることも容易である。その変
更を如何にして保全するかということ
が動産に對して我々が曾つて求めてお
つたところの動産抵当といふものをこ
こに創設するならば、ここに如何に調
和するかといふことを我々は研究しな
ければならぬ。ただ目的を追及する
に急いで、鹿を追う者は山を見ずの
例えでは断じていけないと思つて居
る。あなたも責任者だ、ただ漫然を
いうあり来たりな御答弁をなさるとい
うことは私はあなたの責任を問いた
いのです。もつと本質論を掘下げて第
一
点について御答弁をお願いしたい。

○政府委員(村上一君) 自動車
担保物として只今伊藤委員仰せのよう
ないらぬ／＼な欠点と申しますか、不
動産に比較いたしまして抵当權の目的物
にふさわしからぬ性質を備えておるこ
とは、私も十分考えたのでありま
す。ただ従来動産につきましまして、質
權のみが抵当担保權として認められ、抵
当權が認められませんでした。一番大
きな原因は、公示制度が備わらないとい
う点にあつたことを考へるのでありま
す。日々消耗するものであつて、担保
価値が短期間に急速に下落する虞れが
あるといふことは、無論担保物、殊に
長期信用の担保物としては甚だ不適
な性質を持つておるわけでありま
す。この長期信用に適しないという自
動車の性質を考慮に入れた上で、これ
を担保物として抵当權の制度が認めら
れますならば、極めてこれによつて利
する面も多いのであります。その点を
彼此比較検討いたしました結果、前回

自動車局長から御説明申上げましたよ
うな公示方法がありますならば、この
際自動車抵当制度を創設することが適
当ではないかと、かような結論に達し
たわけであります。

○伊藤修君 勿論その公示制度があれ
ばこそ我々もこれを問題にいたしてお
るのです。公示制度がなかつたら無論
問題にはならないのです。ただ公示制
度があるといふ一点のみによつて、い
わゆる物件たる抵当權の本質をも我々
は顧みずして抵当權といふものに創
設するかどうかといふ結論、若し創
設するならば反對するのではないの
です。若し創設するならば、世界の立
法例に恥かしくない手当をすべきであ
るところ申上げるのです。その欠点を
どうして補正して行くか、いわゆる抵
當權の確保をどうして我々は認めよう
とするかといふことを言うておるので
す。容易に分離する、容易に消耗し
て行くといふ物に對して我々がどうい
う手当をして行かなくちやならんか、
漫然と不動産抵当と同じように、いわ
ゆる変更しない物と同じような考え
で以て、動産の場合もこの抵当權を創
設するといふ考へ方は不親切ではない
かと申上げるのですが、それでそ
の事例として分離されたものに對して
追及權を寄こすかどうか、こつち御
質問をしておつたわけですが、だからそ
ういふ立法的な、いわゆる根本問題に
ついての御考慮をさういふ点に煩わし
ていないのではないかと。ただ動産抵
當權といふものを作るに急いで、ただ
登録制度があるからこれを目標にして
これを創設するといふことでは、およ
そこつちより新らしい法律制度を

設ける場合においての考へ方として
は、余りに私は淺薄ではないかと思
うのですが……。

○政府委員(村上一君) 私言葉が足
りませんでしたが、公示制度が
あるからと言つて、これで正しく完成
したわけではないのでありまして、消
耗が早いということ、それから分離が
容易であるといふようなことは、抵
當權の目的物として甚だ不利な条件な
のでありまして、この点も研究いたした
のでありまます。これは自動車につ
いて抵当制度を認めます以上避けがたい
難点でありまして、かような難点があ
るにもかかわらず抵当制度を設ける必
要があるかどうか、つまりかような性
質を持つた自動車であることを知りな
がらなおこれに抵当權を設定して金融
を与えるといふ必要が實際にあるの
かどうか、ということをお彼此比較検討
いたしましたように決してこれは抵
當權の目的物として理想的なものである
とは考へないのでありまますけれども、
公示制度も備わり、この動産を特定
することができまますならば、この制度
を設けることによる利益のほうが、今申
上げましたような自動車の性質に伴
う欠陥以上に大きいものと考へまして立
案いたしました次第であります。

○伊藤修君 欠点はお認めになりま
したんですが、その欠点を立法者として
は、殊に民事局にいらつしやるあなた
としては、國民に對しましてその点を
如何ような手当をしても確保してやる
といふことが私は親切ぢやないかとい
うんです。ただ出したものに捉らわれ
ずして、それを手当の方法があるなら
ば、研究して手当の方法を条文に現わ

すような親切心を持つたらどうですか、こう言うのです。できたものをなんでも適さなくちやならん、そういう面子論を捨てて真に我々は法律と取組んでよい法律を出すというお考えにならないかと、こう考えておるんです。勿論あなたのお説を待つまでもなく、今日自動車事業に対して金融制度の途を開くということは私は決して不同意を唱えておるものじゃないんです。それが必要だからどんな法律でもいいんだ、又債権者に対してそういう危惧の念を抱かしてこの抵当権に頼らざるを得ないのだというような、ないよりはあつたほうがいいというものよりも、完璧を期したものを、我々の人智を盡した、完璧を期したものを私は与えたほうが国民に対して利益じゃないか。あなたもお認めになつたようにそういう担保物としての適応性がない。本来適応性のないこの自動車に対して、かような抵当権の創設を本法によつて認めれば、後日必ずこれに対する訴訟事件が相当数出て来ることを私認知しなければならぬ。それに対するところのあなたは当事者として責任を負わなければならぬ。でそういう点は我々としてやはり考えて置かなくちやならんと思うのです。考慮される意思があるかどうかこの点を最後に伺つて置きます。

○政府委員(村上前一君) もとよりこの制度を作ります以上は、できる限り完全に近い法案にしたいといふかように考えます。

○伊藤修君 では先ず御答弁は考慮する意思があるものと私は受取つて置きます。

第二点は、今御答弁のありましたこの十七条の関係ですが、十七条によつて車両法の十五条によるのであります。が、十五条のいわゆる一項の第一号の後段に、「又は自動車の用途を廃止したとき」ということが、村上さんは前段の言葉を承けて、いわゆる滅失を表現したものだ、こういうお説ですが、あなたは裁判官の御経歴があると思ひますが、この文字をどういふふうに解釈されますか。又他の立法例から申しましても、又本法の他の用語例から申しましても、用途というものは使用の目的……、こう解釈するのです。これは本法全文を讀む際にそういう解釈は当然であります。この滅失の場合におきましてこれを用途を廃止したというふうな使い分けはしていないはずで、車両規則の中に用途という文字があります。これは使用の目的が、例えば従来乗用車のものを運搬車にするとか、或いは撤水車にするとか、荷物を運んでおつたものを撤水車にするとか、消防用にするとか、警察用にするとかいふようなふうな、使用目的を變更するといふふうな用語例もあるのです。だから本法の用語例といたしまして、単に用途という表現をそのまま前の文字を承けて、いわゆる滅失の場合を指しているのだといふふうな解釈は私は出ないと思ふのですが如何ですか。

を廃止したとき、自動車の用途という言葉を、これを自動車たる用途といふふうに読めば読めるのではないかと。又この滅失解体と並べて書いてあります。必ず抹消登録の申請をしなければならぬとありますので、自動車自身が自動車でなくなつた、例えば自動車を手地に定着したとしてこれを簡易住宅に転用するといふような場合、これは物理的滅失ではありませぬけれども、経済的な効用を廃止するといふ意味におきまして物理的滅失に準じて考えられるのであります。さうな場合を意味するものと解釈できるといふことを申上げたのであります。

○伊藤修君 私はどうしても十五条の一項の一号の用途の廃止といふことは、いわゆる自動車本来の目的を廃止したと、いわゆる滅失と同様な意味におけるところの廃止を指すものではないかと思ふのは、従つて十七条のこの問題であります。従つて村上さんの解釈のうらふには解釈は出て来ないと思ふのであります。従つて十七条のこの問題に就いては、仮に村上さんの解釈のうらふな解釈をとるといたしまして、十六条によつて後段と前段とを分けて、前段の十六条のいわゆる抹消登録をされてしまふ、それによつて抵当権の基本を失つてしまふ。いわゆる返済期が、後段の場合は返済期が到来して抵当権を実行に移れるが、前段の場合には実行に移れないといふのは不公平な取扱になつて来るのではないかと。そうすると債権者は容易に、任意に抵当権の実行を阻止することができるといふのではないかと、この点は如何ですか。

○政府委員(村上前一君) 十五条の場合には、自動車滅失し又は自動車でなくなるのであります。抵当権は目的物ではなくることによつて消滅する、従つて十七条の規定の適用を考へる余地がないことになるわけであり、これが抵当権者に不公平な結果になるのではないかと、御尤もであります。が、抵当権者の同意を得ずにかような行為をするとは、これはいわゆる抵当権の侵害になる不法行為でありまして、所有者がみずから抵当権の目的物を毀滅する場合と同様な関係になるわけであり、刑法上の犯罪にもなるわけであり、刑法上の方面からかような行為は禁圧されることと考へるのであります。

○伊藤修君 それは故意にそういうことをやつた場合はともかくとして、容易にこの条文を利用いたしまして抹消ができるのじゃないでしょうか。例えば衝突いたしましてまだ使用に堪えるにもかかわらず、いわゆる毀損して而も使用に堪えないと言つてもできるわけでしょうし、そういう場合はいわゆるこの車両法の十五条で予想しておるように、滅失解体しても原形がなくなつてしまつたといふ場合だけを想像していらつしやるでしようけれども、いわゆる使用の用途を廃止したといふ広いほうの言葉から来れば、あなたのうらふに、解体してしまつたものが用途を廃止したといふふうな解釈すればこれは別問題ですが、そういう解釈は出て来ないのであります。私の解釈はあなたが正しいと思ふけれども、仮にあなたの解釈の通りいたしましたところ、少くも原形が存している場合があり得るわけですね。そういう場合にもやはり抹消はできるでしよう。できることはこれは刑法の何の問題にならん、合法的に抹消ができる。それに対し

て抵当権は消滅してしまふといふことは、折角の抵当権者がそれによつて非常な不利益を蒙るのじゃないかと、この思ふのです。いわゆるこういう場合におきまして物上請求権のような規定があつてもそのにも及ぶといふふうな、いわゆる不動産の場合のごとき規定があればともかくとして、本法においてはそれをせずといふ見解の下に立案されておるのでありますから、下にみますればその代るべき品物が何もないといふ、いわば折角の担保権はそこにおいて失われてしまふのじゃないか。これは私はむしろ債権者の任意によつてどちらにでも選択できるようにするとか、或いはそういう場合はできるとか、或いは、こゝういふ端的に十六条で以前段と後段とを、十七条から承けて区別する必要があるのじゃないかと、こゝう思ふのですが……。

○政府委員(村上前一君) 十五条の場合には抹消登録の申請をいたします際には登録事由を証する書面をつけて出すことになると思ひますので、事実自動車の用途を廃止してないにもかかわらず用途を廃止したといふ抹消登録をするといふことは、普通起り得ないことだと思ふのであります。又抵当権が消滅するかどうかといふことは、抹消登録をするかしないかといふことは直接関係ないものであります。自動車自身が自動車たることを失つたときには抹消登録をしなければならぬといふだけでありまして、抵当権の消滅の時期は抹消登録をしたときではないのであります。自動車自身が自動車じゃなくなつたときに抵当権は消滅する、自動車を目的とする抵当権は消滅する、かように考へるのであります。言い換へ

ますと登録があつて抵当権が消滅するのではなく、抵当権が消滅したから抹消登録をする、かように解釈いたしました。

○伊藤修君 これは勿論抵当権は登録があつて登録がなくなると、抵当権の成立には疑いがない。抵当権はあるのですから、抵当権の実行ができなくなるのではない。それがなくなれば勿論抵当権は消滅する、抵当権消滅の唯一の重大なる理由でありますけれども、そうではなくして、物が現存する場合も想像されるのです。それでも後段の場合のごとく、いわゆる抵当権実行の時期を至らしめて、そのものによつて抵当権者が満足を得られるならば、それにおいて完済を行わしめるような権利を権利者に与えて置いたほうがいいのではないかと、こゝろの意です。いわゆる登録抹消したならば、直ちに以てそれは抵当権の実行を不可能に陥らしめる、抵当権そのものは消滅しませんが、抵当権の実行を不可能ならしめる結果を法的にこゝろで作つて置く必要がなからうか、こゝろの意です。

○政府委員(村上一君) 自動車は自動車としてまだ存在してあるにもかかわらず、抹消登録が行われるということになりますと、実体上の抵当権がたとえありましても、登録の抹消の結果、抵当権の実行に不便を感じるというところはあります。抹消登録の申請をいたした際に、その原因たる理由を証する書面を出させるということによりまして、自動車は自動車のまま存在するにもかかわらず、登録が抹消されるということのないように手段を講じ得ると考えます。

本の問題と又関連して来るのです。要するに抵当権、こゝろの自動車の抵当権に對するところの権利の実行を最後まで見守つてやるという考え方がこゝろで打切られるという一つの穴がここです。あなたはただ善良な債務者のみを想像されるけれども、多くの債務者は善良にあらずして、いわゆる債務の完済ができない場合においては、善良の人といへどもお且つ、不善良になりがちなものです。そういう場合を我々想像しなければならぬでしょう、従つて故意にやる場合は別といたしましても、善意の場合でもお且つそういう自動車の用途を失つても、それから債務の完済を得られる場合を想像されるのです。そういう場合においても、その抵当権の実行はできない、期限の到来を認めない、従つてこゝろの場合には、いわゆる十七条によつて、十六條の後段の場合と同様な期限の到来を認めたらどうか、そうすることに依つて初めて債権者の権利が確保されるのじやないか。

○政府委員(村上一君) 十五條の場合にも債権者が債権者に同意を得ずに抵当自動車の、こゝろにありますが言葉に従ひまして用途を廃止して、その結果抵当権が消滅するということになりますと、民法の百三十七條の債務者が担保を毀滅した場合に該当するのであります。又この自動車の用途を廃止いたしました場合に、残つたものがやはり自動車であると考えますと、それに対する抵当権の実行ということが考えられるわけでありまして、この法案におきましては、残つたものは自動車じやないという考え方があります。

○伊藤修君 まあ私は村上さんのその御意見には納得できないのです。村上さんは如何ように堅持されても、民法の弁済規定を引用されても扱はれると思ひますけれども、それは故意の場合とはお且つ、善意の場合があり得ると思ひます。あなたも自動車の営業に對して精通なさつていられないから、そういう考え方をなさるのです。そういう場合があり得ると思ひます。又自動車そのものが毀損されても、価格を持つものが十分担保権を消化して余りある価格を持つ場合もあり得るのです。それからただ単に用途を廃止したからといつて、直ちに抵当権のおれを不可能ならしめるということよりは、結局後者の場合と同じように扱つて、抵当権の実行の時期を直ちに認めるような、十七條と同じような救済方法を認めたらどうか、私はこの債権者に対して有利であると考えます。殊に先ほどの車両法の用途の目的といふことは、後日私は必ずその判例が出ますから、そのときにはあなたは責任をおとりになりますか。そういうような解釈は出て来ないと思ひます。だから本法において、まぎらわしい文字は、私は修正することがいふと思ひます。だからとにかくわかりにくい難解な、国民のために作る法律なんですから、国民が容易にわかるように作ることが今日の立法の技術になつておるのです。又我々第一国会以来、そういう方途を以て立法されておる、成るべく読んで見てわかるような法律を作るといふこと、すべて我々が今日までとつて来た

ところの態度なんです。して見ますれば、この法律において難解な、少くとも我々が見ても難解である解釈が、あなたと私が議論しなくてはわからないような文字を使う必要はない。容易にわかるような表現に私は改める必要があると思ひます。

それから規則制定権の問題でありまして、規則制定権においてあなたと論議したところが、一時間二時間やつておつたつて終らないのですから、その問題には触れませんが、私といたしましては、これは単なる手続規定である。恐らく最高裁判所がこのルールを制定される場合において、単なる手続のみを規定するとは考えられない。又本法を一覽いたしたとしても、それだけでは賄ひ切れないと思ひます。いわゆる権利の得喪變更に對して影響を及ぼすし、実体的なルールが定められなければ賄ひきれないと思ひます。あなたも容易に想像されると思ひます。單なる手続で日にちをきめるとか、理由の証明を出すとかいふこととルールを賄ひ出すか、競売法の規定、或いは強制執行法のいろ／＼な規定を運用せずして、この法律を基本にいたしまして、そういう点を私は書かなかつたならば、ルール制定は目的を達し得ないと思ひます。これはもう火を賄ひより明らかだと思ひます。従つて私はこのルール制定権に至らない範圍といふものは、この法律自体の表現からいいますと、実体的なものがあるといふに差し加えられることは予想されるが、あなたの説明はそういうものを差し加えないで、單なる手続規定のみはか書かないのだという保証がつかぬならば、これは別です。それでは自動車抵当法の運用がなされたいと思ひます。動いて来ないと思ひます。それだけでは……。

○政府委員(村上一君) 先ほど申しましたように、このルールの内容といつたしまして、競売による所有権の移転等で、実体法上の事項を規定することは考えられるのであります。この競売による権利の移転は、本来抵当権の内容として当然予想されておることであつて、実質的にいいますと、全く新しい権利の変動を規定するものではなく、ただそれを具体化する手続を規定する、その結果当然予想された権利変動が生ずる、かように考えることができるかと思ひます。

○伊藤修君 大分長くなつて失礼でありますけれども、もう少しお許し願ひたいと思ひます。手続規定はあなたのおつしやる通りに制約されて書かれれば、これは私も認めます。併しそれでは不可能であることは、これは必ずルールを上げて参りますれば我々も又非難しなければならぬことになつて来る。そうしなければこれは賄ひえないものであることも、あなたの御説のように得喪變更に関するものは仮にあるといつたとしても、それは抵当権の内容から出て来るところの法的効果だところおつしやるのであります。併し抵当権の本質から出て来るところの効力といふものは不動産抵当でも予想されて明記されておること、いろいろの法律効果が生ずるのです。それをもルールの中に含むかどうかといふことをこゝろには懸念するのです。あなたの御説のように抵当権に当然含むところの権利内容、抵当権の効力といふものは、抵当権設定契約によつて当然当

は不備であり、公平を欠くものであり、債務者の財産上、経済上の利益を不当に制約するものである。殊に第三者の権利の制約は申すまでもない。その点において本法において少くとも濫除、若しくは濫除に代るべきところの立法措置を講ずべきである、こういうことを申し上げて置きます。

それから成立要件及び對抗要件の問題はこれは立法上の基本的な考え方です。ですからこれはあなたと私と考へ方が違ふだけですからこの点は別に論議しません。

罰則の問題ですが、これは他の法律によつて罰則があるから云々ということではなく、いわゆる抵当権者の権利を保全しようとするならば、やはり本法においてそういう規定を置くことのほうが却つて抵当権者の権利を確保するのではないか。又債務者も不当にそういう債権者の権利を害するがごとき行為をなさないということにもなると思ふのです。重ねてこの点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(村上朝一君) 先ほど申し上げましたように、船舶及び不動産の一般の抵当権につきましては抵当権者の権利確保のために刑法以外に特別の罰則を設けておられませんので、自動車の場合には他の罰則を設けておられます。場合も、むしろこの不動産及び船舶の場合の例に倣うほうが適當と考へて特別の罰則を置かなかつたわけでありませぬ。

○伊藤修君 本法において質権の設定を禁止した理由を伺つて置きたいと思ふのですが……

○政府委員(村上朝一君) 権利関係の錯雑を避けたいという気持でございませぬ。

○委員(植竹春彦君) 他に御質問のかたどうぞ御発言を願ひます。

○小酒井義男君 私ほかの委員のほかに御質問がございまして、どなたか御質問になつておることがありましたら一つ御容赦願ひたいのです。十三条の代償弁済の条文の解釈なのでございませぬが、説明書によりませぬと、こういう説明が加へてあつたようです。例えば六十万円の債権の担保となつております自動車を買取つた者が五十万円で買取つた場合には抵当権というものは消滅する、こういう説明が加へてあつたように思ふのですが、そういう場合にあと六十万円の債権を負担して残つて行くことになるのでございませぬか。

○政府委員(村上朝一君) この十三条は説明書にありますが、民法三百七十七条と全く同趣旨でありまして、六十万円の債権のために自動車の上に抵当権が設定してある。それは財産取得者が五十万円で買つた。抵当権者のほうで五十万円の代金を自分のほうに受取れば、その抵当権は消滅してもよろしい、残りの十万円は無担保になつてもよろしいという場合に抵当権者のほうから申出で、五十万円の返済を受取れば、それで抵当権は消滅する、こういう趣旨でありまして、抵当権者と財産取得者が、どちらも都合がいいという場合に行われるわけでありませぬ。

○小酒井義男君 そうなると、今のこれは一つの例なんです、十万円という債権が残るわけになるのです、それを処分するといふような状態になつたときには、それを支払ひ得る能力に非常に問題が起ると思ふのです。

が、抵当のないものがそこに債権として残る場合の保証、債権者に対するところの保証といふものは、どこでせられることになりませぬのか、この点について……

○政府委員(村上朝一君) 債権者が残りの十万円が無担保になつては困る、何か保証がなければ困るという場合には、この代償弁済の請求をしない。請求をする場合は、残りの十万円は無担保になつてもよろしいと考へた場合なのであります。

○伊藤修君 この際もう一点明らかにして置きたいのですが、この抵当権によつて担保せられるところの債権の範囲を伺ひたいのですが……

○政府委員(村上朝一君) 債権の範囲につきましては、何らの制限がない。民法の抵当権によつて担保される債権と同じであります。

○伊藤修君 同じといふと、どこまで……

○委員(植竹春彦君) ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員(植竹春彦君) 速記を開始して下さい。

○政府委員(村上朝一君) 自動車抵当法の十二条に規定してあるものでありまして、これは民法の三百七十四条と同趣旨の規定であります。

○伊藤修君 そうするといふと、違約金であるとか、或いは損害金であるとか、或いは特定な約定に基づくところの違約金とか、そういうようなものは一切入らないわけですか。

○政府委員(村上朝一君) 民法の三百七十四条の場合と同様に、債務不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利、いわゆる遅延利息につきましては、最後の二年分について担保されませぬ。

○伊藤修君 それではもう一点明らかにして置きたいのですが、附属物、従物、或いは附加物、この関係はどうなるのですか、抵当権の行使の場合……

○政府委員(村上朝一君) 附加物に対しては、第六條に附加物について規定がありますが、全く民法の不動産抵当の場合と同じ法理で解決されると考へます。

○伊藤修君 法理とおつしやると、法理を聞いておるのですが、従物といふのはどの範囲まで言うのですか。

○政府委員(村上朝一君) 具体的なものを……

○伊藤修君 ええ。

○政府委員(牛島辰彌君) 従物と申しますと、車台のシート、そういうものを従物と言ひます。

○伊藤修君 それは私の聞いておるのは、シートやハンドルやブレーキを聞いておるのじやない。それは一体となすものと考へて差支えない。それは附加物と考へて差支えないのですが、私の聞いておるのは、自動車についておるところの、例えば工作機械、或いはジャッキだとか、まだその他のものがついておることがあるでせう。そういうものまで及ぶのかどうか。タイヤのスペアといふものまで及ぶかどうか、そういうことは、本法の場合に明らかにして置く必要がある。少くとも解釈の上においては速記録に明らかにして置いたほうがいいと思ひます。

○政府委員(村上朝一君) 従物につき

ましては、抵当権設定当時の従物に対しては、抵当権設定の効果も及ぶ。

○伊藤修君 私の聞いておるのは、そんなことを聞いておるのじやない。内容を聞いておるのです。

○政府委員(村上朝一君) 何が従物に当るかということですか。

○伊藤修君 今具体的な例を挙げましたから、その例に対しては従物になるかどうかといふことを御説明願ひたい。

○政府委員(牛島辰彌君) 従物と申しますと、座席のカバー、只今シートと申しましたけれども、座席のカバー、或いはタイヤのスペア、或いはジャッキその他の工作機械をつけておるから、そういうような場合にはそれを従物と考へておられます。

○伊藤修君 もう一点、そうするとトラックの場合におきましては、ロープ、シートはどうなりますか。

○政府委員(牛島辰彌君) トラックの場合のロープ、シートといふのは、通常の場合全然別のものでございませぬ、これらは従物と考へておられます。

○小泉秀吉君 ちよつと思ひ付きですが、第六條の今の御質問と御説明ですが、「抵当権は、自動車に附加して一体となつてゐる物」といふ物の御解釈がいろいろ違ふようですが、これは船なんかだと、附属物に対しての、はつきりした附属物の目録というふうなものがついておるから、その物といふのは、文章の上ではつきりしますが、ここだと、若し裁判事件になると、いろいろ解釈が違つて、結局裁判が長引くといふようなことになるのだ、何かこれ／＼のものは自動車の附

属物といふものがあるから、その物といふのは、文章の上ではつきりしますが、ここだと、若し裁判事件になると、いろいろ解釈が違つて、結局裁判が長引くといふようなことになるのだ、何かこれ／＼のものは自動車の附

属物、附属器具というような規定が、何か省令にしろ何にしろ、ほかのところでもそんなものがはつきりしている、こんな場合に非常にトラブルが少くなるのだと思うのですけれども、そういう御見解は政府のほうで如何ですか。

○政府委員(牛島辰彌君) 自動車の販売その他におきまして、実際に只今御指摘になりましたような、或いは工作機械であるとかというようなものがついておきます場合も、つかない場合も実際はあるのでありますが、それでついておきますラジオにいたしましては、最近の乗用車等におきましてはついておる場合もありますし、ついてないような場合もあります。ついておるますような場合には、やはり当然これは従物として考えておりますが、若しもついていないような場合には、設定行為に別段の定めがある場合というところで解決したい。特段の契約を、定めをして置かしまして、はつきりさせた、こういうふうな考え方をしております。

○委員(植竹春彦君) それじや他に御質問がなければ……。

○伊藤修君 これは本法に直接関係ないのですが、私の見るところによりますという、今日この自動車に対しては道監とか陸運とか、いろいろな監督機関があるようですが、局長ですか、牛島さんはその面に当っていらつ

しやるのですが、なお全国の道監、或いは陸運の事務において、非常に我々として法務関係としては納得のできないなれ方があるように見受けられるのです。たまたま、いやないのですが、たまたま、現われて来たのは、今朝の新聞ですか、昨夕の新聞ですか、埼玉の事件のごとき、あれはたまたまのことであつて、ああいう例は恐らく多くあると思うのです。又ああいう程度に至らんまでも、道監あたりの組織が私は相当腐敗しておるということは断言して憚らない。これに対するところの私は適切な監督権を行使して頂くと、何らかの御処置をとつて頂かないかと、延いては折角民間にこの行政権を委託した委員会制度というものが、国民の信頼を欠くことになると思ひます。今日道監のごときは、全く私は私情によつて左右されておる。或る勢力によつて左右されておると断言して憚らない。こういう点に対して、基本的にこれをどういふ重要な私権の得喪変更を目的とする、こういう重要なものを、そこに今度監理を委託する、登録制度の基本をそこに委託する、して見ますと、なお更今後責任が重くなつて来る。将来法律においていろいろな事項を相当委託されることと思つて立つて、国民のために仕事を処理して頂かなくちやならん。遺憾ながら今日の道監の全国の組織というものは、全く一部業者のとにかく相当の勢力というものが道監を左右していることは、蔽うべからざる事実である。そういうことがたまたま、ああいう不正行為になつて現われて来る。この点は勿論司法当局としても、この点に対しては我々

強くこれに対して要望いたしたいと思ふのですが、我々の所管において処理するまでもなく、当面の事務処理の担当責任者たるあなたにおいて、相当の嚴重な訓令でも出して頂きまして、この処置を講じて頂きたい、かように考えております。

○政府委員(牛島辰彌君) 只今伊藤委員から御指摘になりましたように、陸運行政の最末の陸運事務所におきまする事務の監理能力が非常に弱い点もございしますし、最近車両の検査登録に關しまして、各所におきまして誠に申訳のない事態を惹起いたしましたことは、私といたしまして誠に恐縮に堪えないところでございします。これに至りまするにつぎましては、種々原因もあつたらうかと思つておりますが、今後の検査登録の事務につぎまして、なお陸運事務所全般の綱紀の肅正につぎましては、十分に気を付けまして、かかる不名誉な申訳のないことがないように、気を付けて参りたいと思つております。

○委員(植竹春彦君) それでは運輸、法務連合委員会をこれにて閉じます。

午後三時七分散會
出席者は左の通り。

運輸委員
委員長 植竹 春彦君
理事 岡田 信次君
小泉 秀吉君
高田 寛君

委員
仁田 竹一君
山縣 勝見君
小酒井義男君

法務委員
委員長 鈴木 安孝君
理事 伊藤 修君

委員
高木 正夫君
前田 穰君
松浦 定義君
鈴木 清一君

政府委員
運輸省
運輸局長 牛島 辰彌君
運輸省自動車局
局長 佐竹 達三君
法務局
局長 村上 朝一君

事務局側
常任委員 古谷 善亮君
常任委員 岡本 忠雄君
常任委員 長谷川 宏君
常任委員 会専門員

委員
北村 一男君
長谷山行毅君

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所